

15. 特許特別会計

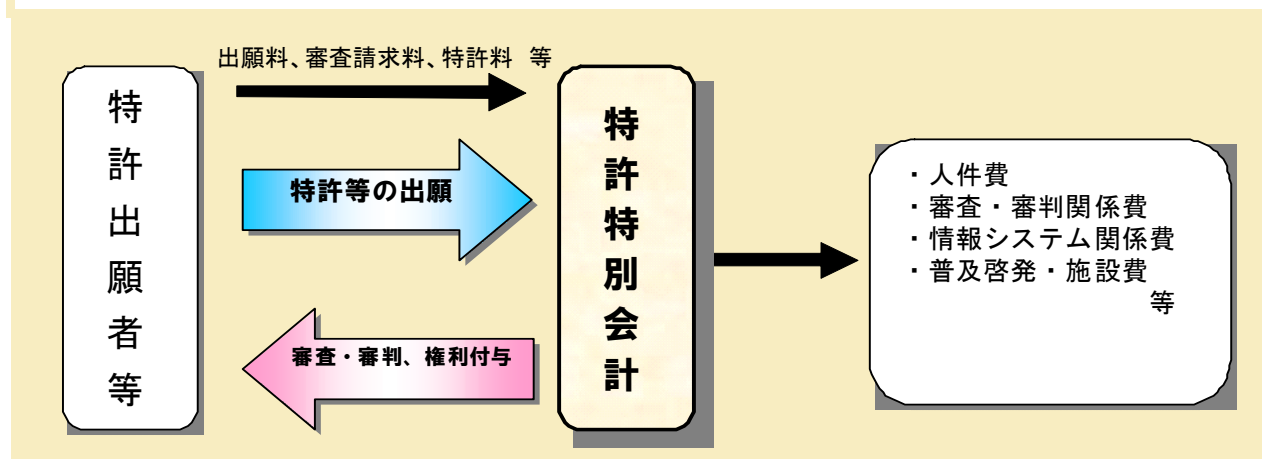
(1) 概要

特許特別会計は、技術進歩に伴う審査内容の高度化や出願件数の増加等により、審査期間が長期化していた状況の下、受益と負担の関係を明確にしつつ、技術革新に併せて不断に特許事務が高度化される体制を構築し、財源としての手数料等の適切な改定を行う観点から昭和59年に設置された特別会計です。その後、一部業務についてはアウトソーシングが行われてきています。

特許特別会計の仕組み

特許特別会計では、出願人から出願料、審査請求料、特許料等を徴収し、審査・審判を行い、また権利の登録等の事務を行うために必要な人件費、審査・審判関係費等に支出しています。

なお、特許特別会計は、収支相償の下で運営されており、これまで一般会計に依存したことはありません。



(2) 具体的な事業の内容

特許特別会計は、特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しているものです。

平成23年度においては、「知的財産立国」の実現に向け、知的財産推進計画に沿って、以下の点を中心に知的財産政策を強力に推進することとしています。

(ア) 世界最高水準の特許審査の実現

「審査順番待ち期間」を平成25年（目標）に11ヶ月に短縮するための施策を総合的に実施します。

(a) 先行技術調査外注の強化

特許審査に必要な先行技術調査（文献検索）について、民間能力の活用を強化するため、登録調査機関の増大を図りつつ、検索外注の拡充（審査効率の高い、審査官と検索実施者間での「対話型」報告の比率拡大）を行います。

(b) システムの整備・最適化

「特許庁業務・システム最適化計画」に基づき、外部ユーザーへの情報提供の飛躍的向上、

ホストコンピュータ（レガシー・システム）からの脱却を目指し、「特許庁運営基盤システム」の開発を継続します。

また、世界最高水準の的確かつ迅速な審査を実現するための環境整備として、「特許庁新検索システム」の開発に向けた準備を行います。同システムの開発に当たっては、大学・企業等のイノベーション促進にも資するように可能な限りオープンな形式を採用し、特許情報とグローバルな技術情報をシームレス（継ぎ目無く）に検索できるようにします。

(イ) 知的財産制度の国際調和の促進と模倣品侵害対策の強化

産業界と連携して、知的財産制度の国際調和と海外での権利取得の迅速化・利便性向上を目指すとともに、模倣品侵害が深刻化するアジア等での知的財産保護に向けた支援を強化します。

(a) 知的財産権制度の国際調和の促進

各国政府との交渉やW I P O（世界知的所有権機関）、A P E C（アジア太平洋経済協力）等の多国間での議論を通じて知的財産権制度の国際調和を進めます。また、「特許審査ハイウェイ」の対象国を拡大することにより、我が国企業のグローバルな権利取得の迅速化を図ります。

(b) アジア等における審査・取締能力の向上

アジアを中心とした途上国の知的財産庁職員や取締執行機関（税関、警察等）の職員を含む知的財産関係者に審査・取締能力向上のための研修を実施することにより、アジア等における我が国企業の知的財産権の適切な保護を促進します。

(c) 模倣品侵害への相談・サポート

模倣品の被害を受ける企業に対して、外国の知的財産権制度に関する相談及び模倣品侵害への対策に関する相談（各国の現地法律事務所の活用、国内外におけるセミナー・相談会の開催）等を行います。

(d) 政府間対話の強化

「日中知的財産権ワーキング・グループ」や官民合同ミッション等の模倣品対策に関する種々の調査及び情報交換等を実施することで、各種政府間対話の効果を高めます。

(ウ) 地域・中小企業の知的財産活用に対する支援

地域・中小企業にとって、知的財産権制度が利用しやすいものとなるように、それぞれのニーズに即したきめ細やかな支援を行っていきます。

(a) ワンストップサービス窓口の設置

中小企業に対して、アイデア段階から特許取得、事業展開に至る各段階における相談に対しての一元的な窓口となる「知財総合支援窓口」を都道府県に設け、様々な専門家・支援機関等と共同でワンストップサービスを提供し、知財活用・新規事業化を支援します。

(b) 外国出願助成

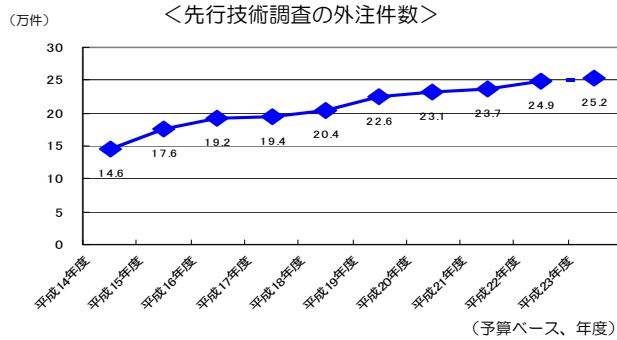
国際的な事業展開に対応するため、中小企業の外国出願に要する費用を支援する、都道府県等中小企業支援センターの活動を助成します。

(参考資料) (http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/sesaku/shien_gaikokusyutugan.html)



特許特別会計のこれまでの成果

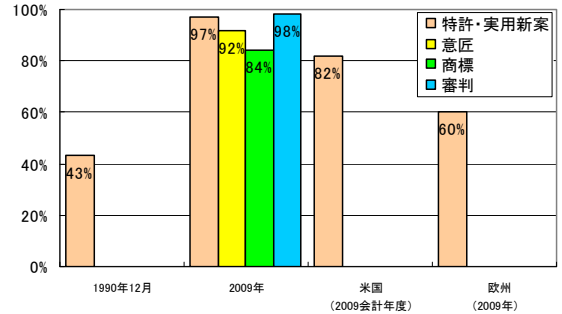
○先行技術調査の外注を拡充



※外注機関は平成22年11月に9機関に。平成22年度の外注比率は約65%
 欧米では民間外注は実施していない。

○世界に先駆けてペーパーレスを実現し、業務を効率化

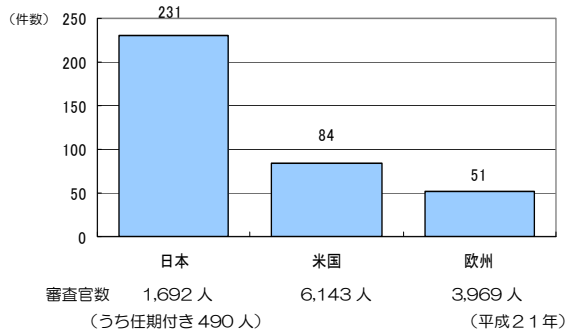
＜オンライン出願率＞



※日本ではテキストデータ、米国・欧州ではイメージデータによる電子出願が主。

○欧米の2.8倍～4.5倍の審査処理の効率性を達成

＜審査官一人当たりの審査処理件数＞



○低廉なコストを実現

＜各国の平均的な特許出願費用＞

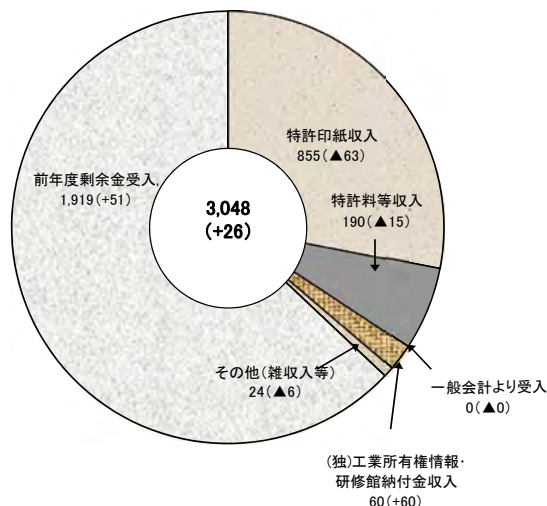
日本	46万円
米国	52万円
欧州	105万円

※平均的な出願を想定し、出願から登録までに各国特許庁へ支払うもの。
 (平成23年4月現在。平成23年3月の平均レートを採用)

(3) 特別会計の現状

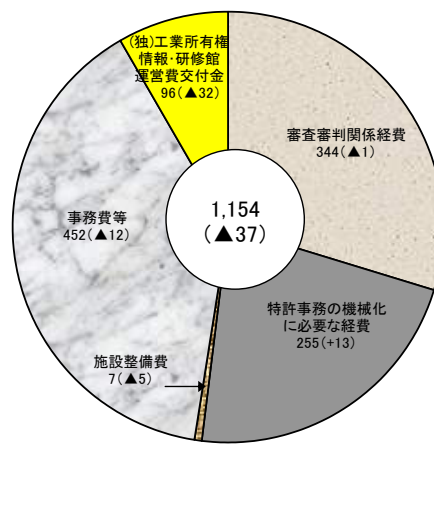
① 歳入歳出予算（平成23年度当初予算）

【 歳入 】



【 歳出 】

(単位：億円)



(注) 歳入歳出差額が、1,894 億円あります。これは審査請求料の納付と審査の実施との間にタイムラグ（特許審査順番待ち期間：約29ヶ月（平成21年度末実績））があるため、審査未実施分の手数料等が前受金として一時的に累積したものです。

○歳入総額、歳出総額、(参考)歳出純計額

(単位：億円)

歳入総額	歳出総額	(参考)歳出純計額
3,048 (+26)	1,154 (▲37)	1,154 (▲37)

○歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
特許料等収入	1,045 (▲78)	特許出願、審査請求等の特許料等収入見込額
他会計より受入	0 (▲0)	登録免許税の納付確認、課税標準及び税額の認定の事務に要する経費に充てるために必要な財源の一般会計からの受入見込額
独立行政法人納付金収入	60 (+60)	(独)工業所有権情報・研修館法の規定による納付金の受入見込額
雑収入	24 (▲6)	財政融資資金預託金利子、建物及物件貸付料等の収入見込額
前年度剰余金受入	1,919 (+51)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	3,048 (+26)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費交付金に必要な経費	96(▲32)	(独)工業所有権情報・研修館の行う業務の財源の一部に充てるための交付金 (「経済産業省所管独立行政法人の改革について」を受け、特許流通促進事業を廃止し、▲24億円削減)
事務取扱いに必要な経費	449(▲12)	特許行政の運営に必要な人件費、事務費等
工業所有権の審査審判等の処理促進に必要な経費	344(▲1)	特許等工業所有権に関する審査審判等の処理促進に必要な経費
特許事務の機械化に必要な経費	255(+13)	特許事務システムの開発及び運用に必要な経費
施設整備費	7(▲5)	特許庁庁舎の施設整備に伴う工事等を行うために必要な経費
予備費	3(-)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	1,154(▲37)	

② 剰余金(平成21年度決算)

(単位:億円、単位未満切捨)

収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度歳入繰入	積立金積立資金組入	一般会計へ繰入
3,067	1,093	1,973	1,963	-	10

平成21年度決算における剰余金は、1,973億円です。

(剰余金の生じた理由)

特許特別会計は、産業財産権制度(特許、実用新案、意匠、商標)の利用者(＝受益者)による負担を明確にし、歳入と歳出が均衡して運営されること(＝収支相償)を確保するために創設された特別会計であり、具体的には、出願人から料金(出願料、審査請求料、特許料等)を徴収し、産業財産権の審査審判に要する人件費、情報システム経費、外注経費等に支出することとしています。

したがって、概念上、歳計剰余金は発生しない構造となっておりますが、現在においては、審査請求料の納付と審査の実施との間にタイムラグ(特許審査順番待ち期間:約29ヶ月(平成21年度末実績))があるため、納付された手数料が前受金として一時的に累積したものが剰余金として生じます。

(剰余金の処理の方法)

特許特別会計の歳計剰余金については上記の性格を有することから、年度末に審査待ちとなっている案件を翌年度以降に審査処理するために必要な費用の財源として、特別会計法第8条第1項に基づき特許特別会計の翌年度歳入に繰り入れています。なお、行政改革推進法の趣旨を踏まえ、特許特別会計を創設した際に一般会計の土地を所属替したことが、特許特別会計の健全な財政状況に寄与していることから、特別会計法第8条第2項に基づき一般会計に繰り入れています。

④ 資産及び負債（平成21年度特別会計財務書類）

特許特別会計貸借対照表（単位：億円、単位未満切捨）

《20年度》	《21年度》	＜ 資 産 の 部 ＞	＜ 負 債 の 部 ＞	《21年度》	《20年度》
		現金・預金 うち政府預金 うち財投預託金	未払金	0	0
1,977	1,973		前受金	1,427	1,567
519	368		賞与引当金	18	18
1,458	1,605		退職給付引当金	365	354
		未収金	負債の部合計	1,812	1,940
0	0	未収収益			
1	0	前払費用			
0	0	貸付金			
0	0	貸倒引当金			
▲0	▲0	有形固定資産			
566	568	国有財産 (公共用財産を除く)			
566	568	土地			
456	456	立木			
0	0	建物			
82	78	工作物			
26	30	建設仮勘定			
-	2	物品			
0	0	無形固定資産			
239	156	出資金			
11	11	資産の部合計			
2,796	2,710		負債及び資産・負債差額の部合計	2,710	2,796
			資産・負債差額	898	856

特許特別会計の主な資産のうち、現金・預金 1,973億円は、将来の審査等に要する費用に充てるため翌年度の歳入に繰り越す決算上の剰余金に相当するものです。

また、有形固定資産 568億円は、特許庁庁舎の土地・建物等であり、無形固定資産 156億円は、事業に使用するソフトウェア等です。

資産・負債差額の発生原因は、特許庁の土地・建物・ソフトウェア等の有形固定資産、無形固定資産に相当する額の差額が生じているためです。

(4) 改革の取組み状況

平成22年10月に実施された事業仕分け第3弾（前半）では、特許特別会計で実施している特許電子図書館事業、知的財産教育セミナー開催事業の2項目について議論が行われ、特許電子図書館事業は「27年度の新システム移行にあわせて廃止。それまでは最大限のコスト削減」。知的財産教育セミナー開催事業は「廃止」との評価がなされており、それぞれの評価結果は23年度予算に反映されております。

また、特別会計の制度のあり方についても議論が行われ、「現行制度を維持する（ただし、ガバナンスの強化が前提）」との評価がなされており、23年度予算においては事業等の見直しや経費の節減等が図られております。

(5) その他

特許特別会計については、特許審査迅速化・効率化のための行動計画(平成18年1月17日)において、その予算特性、政策的見地にかんがみ、一層迅速かつ的確な審査を実現するため、特許審査の件数、そのためのコスト、先行技術文献の検索外注件数などにつき中長期的な定量的目標を定めつつ、業務効率の向上及び民間委託の拡大を図ることとされています。

そこで、先行技術調査については審査業務の効率化を推進するために、登録調査機関(現在9機関)への外注件数拡充に取り組んでいます。

特許特別会計についての問い合わせ先

特許庁総務部総務課 電話番号 03-3581-1101 (内線 2105)